

**鳥取県告示第612号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
ライフケア鳥取有限会社 代表取締役 小椋 節	鳥取市浜坂六丁目2-20	ライフケア鳥取有限会社	鳥取市浜坂六丁目2-20	特定福祉用具販売、福祉用具貸与	平成20年8月31日